

## 平成 27 年度事業計画

### ○ 情報提供の方策

- 1 必要に応じた地域協議会の開催（新規）  
必要に応じて、市町村又は保健所単位レベルでの協議会を開催する。
- 2 広域病院等後発医薬品採用リストの内容更新（継続）  
後発医薬品の採用リスト（25 年度作成）について、協力病院からの情報提供を受けて現状に合せた品目の見直しを行い、県のホームページを更新する。

### ○ 使用促進に係る環境整備

- 1 県後発医薬品安心使用促進協議会の開催（継続）  
後発医薬品のさらなる安心使用の促進に向けた検討を行うため、年度 1 回程度協議会を開催する。  
なお、県医療費適正化計画における後発医薬品に関する目標（後発医薬品の数量シェアや普及啓発等の施策）の進捗管理等を含めた検討を行う。
- 2 後発医薬品モニター薬局等調査の実施（継続）  
モニター薬局及び医薬品卸売販売業者に係る後発医薬品の調剤・取扱い等についての調査を継続実施する。なお、調査報告書を作成し、県ホームページに掲載する。
- 3 イベント等での啓発活動（継続）  
薬と健康の週間のイベント「お薬相談・展示会」及び県民向け研修会等において、後発医薬品に関する啓発活動を行う。
- 4 患者向け啓発用パンフレット等の作成・配布（継続）  
平成 26 年度に作成した、患者向け啓発用パンフレット「ジェネリック医薬品の話」の内容を修正し、県民への啓発に活用する。  
また、さらなる普及啓発のため、ジェネリック医薬品希望シールを作成し、患者（県民）へ配布する。
- 5 市町村又は保健所単位レベルでの協議会の活用、及び、診療所医師及び歯科医師、薬局薬剤師の情報交流（新規）  
必要に応じて地域協議会を開催する。